

受講ふり返りの実施に関する申合せ

平成15年	2月28日	全学教務委員会決定
平成16年	4月26日	教育改善委員会決定
平成17年	7月11日	改正 教育改善委員会
平成19年	12月25日	改正 教育改善委員会
平成23年	8月22日	改正 教務委員会
平成25年	10月21日	改正 教務委員会
平成29年	12月18日	改正 教務委員会
令和2年	7月20日	改正 教務委員会
令和4年	3月28日	改正 教務委員会

長崎大学（以下「本学」という。）が全学共通で実施する受講ふり返りについて、その円滑かつ効果的な実施を図るため、次のとおり申し合わせる。

（受講ふり返りの目的）

第1 受講ふり返りは、学生が授業を通して得た学修成果を把握し、学修活動に自覚的に取り組むことを促すとともに、教員個人又は部局等（国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第31条の2から第31条の5までに規定する本部等並びに同基本規則第33条から第35条まで及び第38条から第40条の4までに規定する教育研究組織をいう。以下同じ）による教育改善を図り、もって本学における教育の質の向上に資することを目的とする。

（受講ふり返りの対象）

第2 受講ふり返りの対象は、本学で開講されている全ての授業とする。

（受講ふり返りに係る組織）

第3 受講ふり返りに係る組織は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教務委員会
- (2) 評価・FD教育改善専門部会
- (3) 大学教育イノベーションセンター

2 教務委員会は、受講ふり返りに関する全学的な立場での審議及び調整を行う。

3 評価・FD教育改善専門部会は、受講ふり返りに関する教務委員会からの議を受けて、実施に係る企画・運営を行う。

4 大学教育イノベーションセンターは、受講ふり返りの実施を行う。

（受講ふり返りの内容）

第4 受講ふり返りは、授業へ取り組む態度及び得られた学修成果に関して学生が自己評価する内容、施設設備環境及び授業改善のための意見を聴取する内容その他の授業改善に必要な内容により構成する。

（受講ふり返り項目）

第5 受講ふり返りの共通項目及び必要に応じ追加する項目は、評価・FD教育改善専門部会が検討の上、教務委員会が定める。

（受講ふり返りの実施方法）

第6 受講ふり返りは、この申合せ及び教務委員会が定める実施要項に基づき、大学教育イノベーションセンターが年度ごとに策定する実施計画により実施する。

2 大学教育イノベーションセンターは、前項の実施計画を授業科目責任者及び関係する部局等の長へ周知する。

3 受講ふり返りは、原則として、NU-Web を利用し、学期末（クォーターで開講する科目については当該クォーター末をいう。）の授業時間内に実施する。

4 大学教育イノベーションセンターは、各受講ふり返りの集計結果及び自由記述回答について個人を特定できない形で各授業科目責任者に提示する。

5 前4項に定めるもののほか、受講ふり返りの実施方法に関し必要な事項は、教務委員会が定める。

(受講ふり返りの結果の利用)

第7 大学教育イノベーションセンターは、受講ふり返りの結果のデータを管理するとともに、その集積した結果を教務委員会へ報告する。

2 集計結果等のデータについては、当該部局にフィードバックすることとし、その内容については当該部局長の責任と判断により、有効に活用するものとする。

3 受講ふり返りの結果の利用に関し必要な事項は、教務委員会が定める。

(受講ふり返りの結果の公開)

第8 本学は、本学の教育に関する説明責任を果たすため、受講ふり返りの結果について、適切な方法により学内外に公開する。

2 授業アンケート結果の公開に関し必要な事項は、実施要項で定める。

附 則

この申合せは、令和4年3月28日から施行する。